

(写)

2 三総政第 507 号

令和 3 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 3 年第 1 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第16号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 副市長の選任について
- 議案第18号 教育委員会委員の任命について
- 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第21号 令和 2 年度三鷹市一般会計補正予算 (第13号)
- 議案第22号 令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 16 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第65条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加える。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「法附則第19条の3第4項」を「法附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について三鷹市市税条例の一部を改正する条例（令和3年三鷹市条例第 号）による改正前の三鷹市市税条例（以下「令和3年改正

前の条例」という。) 附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第13条の4の2の見出し及び同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「平成30年度 次に」を「令和3年度 次に」に改め、同号ア中「地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成31年改正前の法」という。)」を「法」に、「平成31年改正前の法」を「法」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「三鷹市市税条例の一部を改正する条例(平成30年三鷹市条例第17号)による改正前の三鷹市市税条例(以下「平成30年改正前の条例」という。)」を「令和3年改正前の条例」に、「平成30年改正法」を「令和3年改正法」に、「平成30年改正前の法」を「令和3年改正前の法」に、「負担上限割合」を「住宅用地にあっては100分の100、商業地等にあっては100分の100、市街化区域農地にあっては100分の100」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成31年改正前の法」を「法」に改め、同項第2号中「令和元年度 次に」を「令和4年度 次に」に改め、同号ア中「地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「令和2年改正前の法」という。)」を「法」に、「令和2年改正前の法」を「法」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成31年改正前の法」を「法」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年改正前の法」を「法」に改め、同項第3号中「令和2年度 次に」を「令和5年度 次に」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年改正前の法」

を「法」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第15条の5中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の5の2第2項中「同条第2項」の右に「又は第3項」を、「同条第4項」の右に「又は第5項」を加える。

附則第18条の2の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18条の3及び第18条の4中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第18条の5及び第18条の6中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第18条の7の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18条の9中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18条の10中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第18条の11の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1号中「平成30年度 次に」を「令和3年度 次に」に改め、同号ア中「平成31年改正前の法」を「法」に、「第19項」を「第18項」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に、「平成30年改正前の法」を「令和3年改正前の法」に、「第19項」を「第18項」に、

「負担上限割合」を「住宅用地にあつては100分の100、商業地等にあつては100分の100、市街化区域農地にあつては100分の100」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成31年改正前の法」を「法」に改め、同条第2号中「令和元年度 次に」を「令和4年度 次に」に改め、同号ア中「令和2年改正前の法」を「法」に、「第19項」を「第18項」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成31年改正前の法」を「法」に、「第19項」を「第18項」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年改正前の法」を「法」に改め、同条第3号中「令和2年度 次に」を「令和5年度 次に」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年改正前の法」を「法」に、「第19項」を「第18項」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第19条中「平成30年改正法附則第22条」を「令和3年改正法附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続等を行うとともに、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等を行うため、本案を提出します。

議案第 17 号

副市長の選任について

次の者を三鷹市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

つち や ひろし
土 屋 宏

令和3年3月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

副市長を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(副知事及び副市町村長の選任)

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

1 略 歴

氏 名 つち や ひろし
土 屋 宏
生 年 月 日 昭和38年 3 月 2 日
現 住 所 東京都練馬区関町南

学 歴

昭和60年 3 月 青山学院大学文学部卒業

職 歴

昭和61年 4 月 三鷹市就職
平成 8 年 4 月 同市健康福祉部高齢化対策室高齢者福祉係主任
平成14年 4 月 同市企画部財政課主査
平成18年 4 月 同市企画部秘書広報課長補佐広報係長事務取扱
平成20年 4 月 同市企画部企画経営室国際交流担当課長
財団法人三鷹国際交流協会派遣
平成22年 4 月 同市企画部財政課財政改革担当課長
平成23年 4 月 同市企画部財政課長
平成25年 4 月 同市企画部行財政改革担当部長財政課長事務取扱
平成26年 4 月 同市企画部調整担当部長兼同部行財政改革担当部長
平成28年 4 月 同市企画部長兼同部行財政改革担当部長兼同部都市再生推進本部事務局長
平成29年 4 月 同市企画部長兼同部都市再生担当部長兼同部都市再生推進本部事務局長
令和元年 8 月 同市企画部長兼同部市制施行70周年記念事業担当部長、現在に至る。

2 任 期

令和3年4月1日～令和7年3月31日

議案第18号

教育委員会委員の任命について

次の者を三鷹市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

まつ ぼら たく ろう
松 原 拓 郎

令和3年3月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

教育委員会委員を任命するため、本案を提出します。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 (第1項省略)

- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名 まつ ばら たく ろう
松 原 拓 郎
生 年 月 日 昭和49年 9 月11日
現 住 所 東京都杉並区松庵

学 歴

平成10年 3 月 早稲田大学法学部卒業

職 歴

平成14年10月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成14年10月から 八王子合同法律事務所勤務

平成16年 4 月まで

平成16年 5 月から 武蔵野法律事務所勤務

平成20年 2 月まで

平成18年 7 月から 三鷹市男女平等参画相談員

平成30年 7 月まで

平成20年 3 月から 弁護士法人多摩パブリック法律事務所勤務

平成24年 2 月まで

平成21年 2 月から 権利擁護センターみたか運営委員会委員

平成27年 3 月まで

平成21年 4 月から 成蹊大学法科大学院非常勤講師

平成27年 7 月まで

平成24年 3 月から 武蔵野法律事務所勤務

平成26年 6 月まで

平成26年 4 月 一橋大学法科大学院非常勤講師、現在に至る。

平成26年 7 月から 弁護士法人多摩パブリック法律事務所勤務

令和元年 9 月まで

平成27年 4 月 権利擁護センターみたか運営委員会委員長、現在に至る。

令和元年10月 井の頭法律事務所開設、現在に至る。

令和 2 年 4 月 白梅学園大学非常勤講師、現在に至る。

2 任 期

令和 3 年 5 月26日～令和 7 年 5 月25日

議案第 19 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を三鷹市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

かわ なみ ひろ ゆき
河 並 祐 幸

令和3年3月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項及び第2項省略)

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名 かわ なみ ひろ ゆき
河 並 祐 幸
生 年 月 日 昭和28年 6 月17日
現 住 所 東京都三鷹市下連雀

学 歴

昭和52年 3 月 中央大学法学部卒業

職 歴

昭和53年 1 月から 平山法律会計事務所勤務

昭和54年 5 月まで

昭和53年12月 税理士試験合格

昭和54年 6 月 河並祐幸税理士事務所開設、現在に至る。

平成18年10月から 三鷹市社会福祉協議会監事

平成26年10月まで

平成19年 6 月から 武蔵野税務行政協議会会長

平成20年 6 月まで

平成19年 6 月から 東京税理士会武蔵野支部支部長

平成23年 6 月まで

平成21年 4 月 三鷹市固定資産評価審査委員会委員、現在に至る。

平成23年 6 月から 東京税理士会理事

平成27年 6 月まで

平成27年 4 月 三鷹市社会福祉協議会顧問、現在に至る。

平成29年 6 月 東京税理士会武蔵野支部相談役、現在に至る。

平成29年 6 月 東京税理士会紛議調停委員会委員、現在に至る。

2 任 期

令和3年4月1日～令和6年3月31日

議案第20号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を三鷹市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

ふく しま まさ よし
福 島 正 義

令和3年3月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項及び第2項省略)

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名 福 島 正 義
生 年 月 日 昭和 46 年 10 月 30 日
現 住 所 東京都武蔵野市境南町

学 歴

平成 6 年 3 月 創価大学法学部卒業

職 歴

平成 9 年 10 月 司法試験合格

平成 12 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 12 年 4 月から 新麴町法律事務所勤務

平成 22 年 3 月まで

平成 13 年 1 月から 第二東京弁護士会司法修習委員会委員

平成 27 年 3 月まで

平成 15 年 3 月から 日本弁護士連合会代議員

平成 16 年 2 月まで

平成 17 年 4 月から 第二東京弁護士会常議員

平成 18 年 3 月まで

平成 19 年 4 月から 第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長

平成 22 年 4 月まで

平成 20 年 4 月から 第二東京弁護士会綱紀委員会委員

平成 25 年 6 月まで

平成 21 年 4 月 三鷹市固定資産評価審査委員会委員、現在に至る。

平成 22 年 4 月 東京ジャスティス法律事務所開設、現在に至る。

平成 26 年 4 月から 第二東京弁護士会常議員

平成 27 年 3 月まで

平成 30 年 4 月から 第二東京弁護士会副会長

平成 31 年 3 月まで

2 任 期

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

議案第 21 号

令和 2 年度三鷹市一般会計補正予算（第13号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 22 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝